

## 貯水槽水道について

### ○ 貯水槽水道とは

貯水槽水道は、配水管からの水道水を一旦貯水槽に入れ、これをポンプで高置水槽に揚水するか、給水ポンプなどで圧送し、配管設備により飲料水を供給する水道です。貯水槽水道は、貯水槽容量が10m<sup>3</sup>を超える「簡易専用水道」と、貯水槽容量が10m<sup>3</sup>以下の「小規模貯水槽水道」に分けられます。

また、貯水槽水道は水道事業者が定める供給規程（給水条例）の中で、水道事業者と貯水槽水道の設置者の責務に関する事項が明確化され、衛生管理の徹底が図られています。

### ○ 貯水槽水道における責務について

貯水槽水道における、管理者（水道事業者）と設置者の責務に関する事項は東海市水道事業給水条例で以下のように規定されています。

#### ◇ 管理者の責務

- 管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行う。
- 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行う。

#### ◇ 設置者の責務

- 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 簡易専用水道以外（小規模貯水槽水道）の貯水槽水道の設置者は、管理者が定める基準に従い、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関し、管理者が定めるところにより検査を行うよう努めなければならない。

### ○ 管理基準及び検査について

管理基準及び検査は、東海市給水条例施行規程で以下のように規定されています。

#### ◇ 管理基準

- 1 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

#### ◇ 検査

検査は、毎年1回以上定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味について並びに残留塩素の有無に関する水質について行うものとする。